

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

実施に係る事業者募集要領

令和7年4月

郡山市こども部保育課

1 事業名称

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び関係市条例に基づき、郡山市乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

＜注意事項（必ずお読みください）＞

- 1 本募集要領により本事業の実施に応募する事業者は、必ず、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び関係する法令等の把握に努めてください。
- 2 本募集要領による事業採択を受けた場合でも児童福祉法及び郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年郡山市条例第 13 号）の規定による認可手続きが別途必要となります。また、認可の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
- 3 認可とならなかった場合は本事業の実施はできませんが、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては、一切その責を負いませんので、応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、応募を行ってください。
- 4 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- 5 本募集要領に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

3 募集内容

以下の内容にて、本事業を実施する事業者を募集する。

(1) 事業実施期間（補助対象期間）

令和7年7月1日から令和8年3月31日

(2) 募集期間

令和7年4月18日（金）から令和7年5月14日（水）

審査結果の通知は令和7年5月28日（水）を予定

(3) 募集予定施設数及び施設あたりの定員

基準を満たす施設で、郡山市の計画定員に達する程度（8から10施設程度）。

（参考）令和7年度の郡山市の計画定員（郡山市こども・若者計画より）

区分	人数
0歳児	18名
1歳児	23名
2歳児	19名

(4) 実施種別の区分

本事業の区分は、一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業とし、実施施設ごとに区分を選択する。

・一般型乳児等通園支援事業

本市内に所在し、実施事業者が運営する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設及び幼稚園（私学助成園・新制度適用園の別を問いません。）のいずれかの施設

・余裕活用型乳児等通園支援事業

本市内に所在し、実施事業者が運営する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のいずれかの施設

4 応募条件

(1) 参加資格

本市内において、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設及び幼稚園のいずれかの施設を設置・運営し、かつ誓約書（様式2）を提出できる事業者

(2) 事業の実施

本事業は、別紙「郡山市乳児等通園事業実施要綱」に基づき実施するものとする。

5 補助金の交付

(1) 交付内容

事業実施に係る補助金は、予算の範囲内において、事業実施に要する経費（補助対象経費）のうち、利用実績に応じて補助する。

なお、補助基準額と補助対象経費の実支出額から利用料収入を控除した額を比較して少ない方

の額を補助する。

ア 補助単価

(基本分)

年齢	単価
0歳児	1時間当たり 1,300 円
1歳児	1時間当たり 1,100 円
2歳児	1時間当たり 900 円

(加算分)

項目	金額
障がい児加算	1時間当たり 400 円

※ こどもの年齢は令和7年4月1日時点の年齢で算定する。

イ 軽減加算

項目	金額
生活保護受給世帯	1時間当たり 300 円
住民税額非課税世帯	1時間当たり 240 円

※ 対象の世帯に対しては、利用者負担額が金額の欄の額だけ減額され、同額が軽減加算として補助される。

(2) 補助期間

補助期間は事業実施期間と同じとする。

(3) その他

補助金の詳細については、認可施設に対し別途通知する。

(参考) 算定例

0歳児2名、1歳児3名、2歳児4名の定員とし、利用者負担額を300円の施設の場合。

1日の利用者数が定員の約半数(0歳児1名、1歳児2名、2歳児2名)で、うち1名が障がい児、1名の家庭が住民税非課税世帯であったときに、それぞれが1日に3時間の利用をしたとき。

【1日当たりの額】

① 利用者負担額

その他の世帯 $300 \text{ 円} \times 4 \text{ 名} \times 3 \text{ 時間} = 3,600 \text{ 円}$

住民税非課税世帯 $(300 \text{ 円} - 240 \text{ 円}) \times 1 \text{ 名} \times 3 \text{ 時間} = 180 \text{ 円}$

※ 住民税非課税世帯については、利用者負担額が240円減額される。

② 補助額(基本分)

0歳児分 $1,300 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 1 \text{ 名} = 3,900 \text{ 円}$

1歳児分 $1,100 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 2 \text{ 名} = 6,600 \text{ 円}$

2歳児分 $900 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 2 \text{ 名} = 5,400 \text{ 円}$

③ 補助額(加算分)

障がい児加算 $400 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 1 \text{ 名} = 1,200 \text{ 円}$

④ 補助額(軽減加算分)

住民税非課税世帯 $240 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 1 \text{ 名} = 720 \text{ 円}$

※ 住民税非課税世帯に対する利用者負担額の減額については軽減加算分として補助される。

⑤ 日額利用者負担額(①の合計) 3,780円

⑥ 日額補助額(②+③+④) 17,820円

⑦ 日額総合計(⑤+⑥) 21,600円

【1か月当たりの額】 1か月当たり20日利用したときの月額

月額保護者負担額 $3,780 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 75,600 \text{ 円}$

月額補助額 $17,820 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 356,400 \text{ 円}$

月額合計 $21,600 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 432,000 \text{ 円}$

6 事業者の選定

(1) 日程

時 期	内 容
令和 7 年 4 月 18 日（金）	募集開始
令和 7 年 5 月 2 日（金）	質問書の締め切り
令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時までに随時	質問書の回答
令和 7 年 5 月 14 日（水）	応募の締め切り
令和 7 年 5 月 28 日（水）	審査結果の通知予定日

(2) 質疑

この募集要領について質問がある場合は、質問書（様式 3）を作成し提出すること。なお、質問に対する回答は、本要領に対する追加又は修正とみなす。

ア 提出書類 質問書（様式 3）

イ 提出期限 令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時必着（締め切り厳守）

ウ 提出場所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市こども部保育課保育事業支援係

エ 提出方法 電子メールにより下記アドレスに送信すること。なお、電子メール以外の方法による提出は認めない。E-mail : hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp

(3) 回答方法

質問者に対する回答は、令和 7 年 5 月 9（金）までに随時、電子メールで回答するとともに、郡山市ウェブサイト随時掲載する。

(4) 応募

本事業者募集に応募をしようとする者は、次のとおり申込書等を提出すること。

ア 提出書類

- ・参加申込書（様式 1）
- ・誓約書（様式 2）
- ・事業計画書（様式 4）及び添付書類（1 部提出）

イ 提出期限 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時必着（締め切り厳守）

ウ 提出場所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市こども部保育課保育事業支援係

エ 提出方法 持参またはメールにて提出すること。

(5) 審査の流れ

ア 審査日程 令和 7 年 5 月 14 日（水）から 28 日（水）まで（予定）

イ 審査方法 応募申込書等を提出した者のうち、参加資格を満たす事業者を対象に、評価項目をもとに書類審査をし、選定する。

ウ 評価項目

	項目	観点	点数
1	実施方針	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、こどもの成長の観点、保護者にとっての育児負担の軽減等に資する内容となっているか。	25 点
2	利用枠、受け入れ可能日時	・事業実施時間及び提供枠は充実しているか。 ・十分な利用時間の確保がされているか。	25 点
3	職員体制等	・職員体制・サポート体制・施設の状況が整っているか。	25 点
4	料金設定	・利用料金やその他の料金の設定について、適切な内容となっているか。	25 点
合計			100 点

7 実施事業者選定後について

(1) 事業実施の協議

選定された事業者は、別紙「郡山市乳児等通園支援事業実施要綱」及び公募参加申込書等の内容を基に、事業の実施に向けた協議を本市と行う。

(2) 認可申請書の提出

選定された事業者は、本事業の認可のための申請書等を本市に提出する。

(3) 子ども・子育て会議における意見聴取

本市において子ども・子育て会議に認可についての意見の聴取を行う。

(4) 結果の取り消し

実施事業者決定後であっても、申込内容に虚偽があった場合、又は申込内容が公募条件を満たさないことが明らかとなった場合は、審査結果を取り消すことがある。

(5) 認可書の送付

選定された者のうち、認可となった者へ認可書を送付する。

また、郡山市ウェブサイトで公表する。

なお、児童福祉法上の認可を受けた場合、その効力は、認可の取消しが行われない限り、令和8年度以降も継続する。

8 留意事項

- (1) 申込に係る一切の費用は、事業者が負担するものとする。
- (2) 子ども・子育て会議において意見聴取した上で認可する。本事業の実施事業者に選定された場合であっても、認可条件に適合しない場合等は認可しないこともあるため、認可を確約するものではないことに留意すること。
- (3) 本事業の実施内容については、選定後、内容の軽微な変更を求める場合がある。
- (4) 委託等先は受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (5) その他、本募集要領に定めのない事項については、本市において定める。

9 問い合わせ先

担 当 課：郡山市こども部保育課保育事業支援係（西庁舎 3 階）

住 所：郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話番号：024-924-3541

E-mail：hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp